

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（関税等の徴収）</p> <p>8-2 法第8条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の100の規定に基づく関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の徴収については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 関税等を徴収する場合の手続は、関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）8-1（賦課決定の手続）及び<u>9の3-1</u>（納税の告知の方法）の定めるところによる。</p> <p>（関税等の徴収手続）</p> <p>12-4 法第12条第3項の規定に基づく無許可譲受物品の関税等の徴収手続等については、次による。</p> <p>(1) 同項を適用して関税等を徴収する場合においては、関税法基本通達8-1の(1)のロ及び(2)並びに<u>9の3-1</u>の規定を準用する。なお、同項の規定の適用は、関税の賦課決定の期間経過又は徴収権の時効消滅等のおそれのある場合を除き、原則として犯則処分の結果をまっけて行うこととする。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 コンテナ特例法関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 コンテナの通関及び承認</p> <p>（用途外使用等の場合における輸入税の徴収）</p> <p>5-1 免税コンテナ等の用途外使用等の場合における輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1) （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 地位協定特例法関係</p> <p>（関税等の徴収）</p> <p>8-2 法第8条<u>《関税及び内国消費税の徴収》</u>及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の100<u>《貨物割の賦課徴収等》</u>の規定に基づく関税、内国消費税及び地方消費税（以下「関税等」という。）の徴収については、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 関税等を徴収する場合の手続は、関税法基本通達（昭和47年蔵関第100号）8-1（賦課決定の手続）及び<u>9の2-1</u>（納税の告知の方法）の定めるところによる。</p> <p>（関税等の徴収手続）</p> <p>12-4 法第12条第3項の規定に基づく無許可譲受物品の関税等の徴収手続等については、次による。</p> <p>(1) 同項を適用して関税等を徴収する場合においては、関税法基本通達8-1の(1)のロ及び(2)並びに<u>9の2-1</u>の規定を準用する。なお、同項の規定の適用は、関税の賦課決定の期間経過又は徴収権の時効消滅等のおそれのある場合を除き、原則として犯則処分の結果をまっけて行うこととする。</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第4章 コンテナ特例法関係</p> <p style="text-align: center;">第1節 コンテナの通関及び承認</p> <p>（用途外使用等の場合における輸入税の徴収）</p> <p>5-1 免税コンテナ等の用途外使用等の場合における輸入税の徴収については、次による。</p> <p>(1) （同左）</p>

## 新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 免税コンテナ等について、法第 5 条第 1 項各号に掲げる事実が生じ、輸入税を徴収すべきこととなった場合には、保税取締部門は、その用途外使用等に係る輸入税の徴収に必要な資料を添えてその事実を輸入担当部門に通知し、輸入担当部門において<u>関税法基本通達 8-1 及び 9 の 3-1 の定めるところにより</u>、当該輸入税を直ちに徴収する。<u>なお、価格鑑定を行った結果徴収する税額がない場合には、賦課決定通知書の作成は省略して差し支えない。</u></p>	<p>(2) 免税コンテナ等について、法第 5 条第 1 項各号に掲げる事実が生じ、輸入税を徴収すべきこととなった場合には、保税取締部門は、その用途外使用等に係る輸入税の徴収に必要な資料を添えてその事実を輸入担当部門に通知し、輸入担当部門において<u>所要の手続を経て</u>、当該輸入税を直ちに徴収する。</p>